

豊田市PCB廃棄物処理計画の変更について

1 変更理由

現行の豊田市PCB廃棄物処理計画は、当市域のPCB廃棄物の適正な処理を計画的に推進するため、PCB特措法の規定により、PCB廃棄物の計画的な処理体制の整備推進と広域的な処理体制による処理の観点から国が定めた基本計画（平成15年4月策定）に即し、平成16年12月に定めた。

国の基本計画が平成26年6月に変更され、JESCO各事業所の相互活用や処理期限の設定など、新たな処理体制を推進する内容が追加されたので、これに即した内容に改めるとともに、安全監視体制を充実させるため、必要な変更を行う。

2 PCB廃棄物処理計画の主な変更点

記載項目	現計画の記載	変更計画の記載
PCB廃棄物の現状と発生量及び処分量の見込み（量の多いもの等を記載）	平成15年3月末時点の以下の数量 ア 高压トランス 保管量 167台 使用量 26台 イ 高压コンデンサ 保管量 5,493台 使用量 120台 ウ 安定器 保管量 21,729台 使用量 532台	平成26年3月末時点の以下の数量 （以下は平成25年3月末時点の参考数値） ア 高压トランス 保管量 520台 使用量 145台 イ 高压コンデンサ 保管量 1,178台 使用量 25台 ウ 安定器 保管量 31,949台 使用量 57台 エ 微量PCB汚染廃電気機器等 数値は確認中
	JESCO各事業所の相互活用 記載なし	ア 安定器等汚染物※の処理 豊田エリア→北九州事業所 （1,600トン程度） イ 素子が炭化したコンデンサの処理 豊田エリア→大阪事業所 （500台程度） ウ ポリプロピレンが使用されているコンデンサの処理 大阪エリア→豊田事業所 （6,000台程度）

記載項目	現計画の記載	変更計画の記載
処理期限の設定	全て平成28年7月14日	ア 安定器等汚染物、素子が炭化したコンデンサ 平成33年度 イ ポリプロピレンが使用されているコンデンサ 平成34年度
JESCO豊田事業所の安全確保	安全性及び環境保全を確保するための方策、監視指導の体制、関係機関との役割と連携、住民等の理解を深める方策が記載されているが、施設稼働前に策定された計画のため、実際に各方策をどのように実施していくのか記載がない。	各方策を、予防措置段階、漏洩事故発生時、再発防止検討時の3段階に整理する。 また、JESCO豊田事業所、市の役割も分かりやすく整理する。 加えて、別途、危機管理マニュアルを策定することとし、このことを記載する。
市内PCB廃棄物の把握調査	記載なし	以下の具体的な把握調査及び指導方法 ア 国の保有調査のフォロー調査 イ 未処理事業者一覧表の作成と早期処理指導
微量PCB汚染廃電気機器等の処理推進	記載なし	無害化処理認定施設等による処理推進

※ 安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、その他汚染物

3 今後のスケジュール

平成27年	1月	市PCB処理安全監視委員会に計画案説明、意見聴取
	6月	〃 に意見対応内容説明
	7月	地元、関係議員、議会・報道情報提供
	8月	パブリックコメント実施（8/15～9/15）
	11月	計画公表（11月上旬）